動物の輸出入検疫速報（平成20年6月分）

（単位：頭、羽、群）

	輸　入	輸　出
牛	1,137	－
豚	－	－
めん羊	3	－
山羊	－	－
その他の偶蹄類	4	－
馬	479	16
その他の馬科	－	－
兎	10	9
鶏	－	－
うずら	－	－
だちょう	－	－
七面鳥	－	－
あひる	－	－
がちょう	－	－
その他のかも目の鳥類	－	－
初生ひな（鶏）	65,387	－
初生ひな（その他）	－	－
種卵	－	－
みつばち（群）	－	－
指定検疫物以外の動物（注2）	－	15,248
犬	488	416
猫	120	162
あらいぐま	－	－
きつね	－	－
スカンク	－	－
サル	409	

（資料）動物検疫所調べ

（注）1　解放頭羽数ベースの速報値のため、数値が変更となることがある。

　　2　※：家畜伝染病予防法第45条第1項第1号に基づく検査を実施した動物。

輸入畜産物検疫数量速報（平成20年6月分）　　（単位：Kg）

骨類	骨	砕骨	蹄角	骨腱	蹄角粉	その他の骨	計
	2,344,874	951,198	37,990	128,475	62,848	450	3,525,835
肉類	牛肉	豚肉	めん羊肉	山羊肉	シカ肉	その他の偶蹄類肉	加熱処理牛肉
	48,793,708	79,731,610	2,514,144	25,091	－	－	375,780
	加熱処理豚肉	加熱処理その他の偶蹄類	ハム	加熱処理ハム	ソーセージ	加熱処理ソーセージ	ベーコン
	1,096,877	－	111,240	3,064	1,064,703	2,118,385	273,902
	加熱処理ベーコン	馬肉	兎肉	家禽肉	犬肉	非加熱その他の肉	加熱処理その他の肉
	1,555	352,157	12,108	30,377,679	－	898,171	3,344,356
	家禽加熱処理肉	加熱処理その他の家禽肉					計
	19,820,857	1,580,120					192,495,507
臓器類	牛臓器	豚臓器	その他の偶蹄類の臓器	加熱処理牛の臓器	加熱処理豚の臓器	加熱処理その他の偶蹄類の臓器	偶蹄類以外の臓器
	211,115	80,527	260	－	－	－	71,642
	消化管等	加熱処理消化管等	ケーシング	脂肪	非加熱その他の臓器	加熱処理その他の臓器	加熱処理家禽臓器・消化管等
	2,273,506	153,552	333,473	1,678,238	3,683	－	99,901
	加熱処理その他の家禽臓器						計
	－						4,905,896
卵類	食用殻付卵	液卵	その他の卵				計
	70,300	615,473	572				686,345
皮類	牛皮	豚皮	めん羊皮	山羊皮	シカ皮	その他の偶蹄類の皮	馬皮
	2,201,248	145,890	18,600	5,689	4,371	－	271,832
	兎皮	犬皮	その他の皮				計
	540	－	－				2,648,170
毛類	牛毛	豚毛	羊毛	山羊毛	シカ毛	その他の偶蹄類の毛	馬毛
	－	7,390	26	35,167	－	21,828	2,883
	兎毛	羽毛	犬毛	その他の毛			計
	14,000	113,657	－	－			194,950
ミール類	血粉	肉粉	肉骨粉	皮粉・羽毛粉			計
	185,938	16,983	－	－			202,921
その他畜産物	精液（アンプル）	受精卵（個）	ふん・尿				計
	64,291	40	2				2
わら類	穀物のわら	飼料用の乾草	その他				計
	13,796,880	－	146,130				13,943,010
							総計
							218,602,634

資料）動物検疫所調べ

（注）１．解放重量ベースの速報値の為、数値が変更となることがある。

２．携帯品・郵便物として輸入されたものは除く。

３．「家禽肉」は、鶏、あひる、うずら、がちょう、だちょう及びその他かも目由来の肉、ハム、ソーセージ及びベーコンである。

４．「偶蹄類以外の臓器」には、馬、家禽、兎及び犬の臓器を含む。

５．「消化管等」には、消化管、子宮及び膀胱を含む。

６．「その他の肉（臓器）」には、餃子やピザなど肉（臓器）を含む調製品である。

７．「加熱処理肉」、「加熱処理ソーセージ、ハム、ベーコン」、「その他の加熱処理肉」は、農林水産大臣の指定した処理施設で一定の加熱処理がなされたものである。なお、家禽肉由来のものは含めない。

８．「家禽加熱処理肉」は、農林水産大臣の指定した施設で加熱処理された鶏、あひる、うずら、がちょう、だちょう及びその他かも目由来の肉、ハム、ソーセージ及びベーコンである。

９．その他の畜産物の計に精液、受精卵は含めない。

１０．総計に「その他の畜産物」は含めない。

輸出畜産物検疫数量速報（平成20年6月分）　　（単位：Kg）

骨類	骨	砕骨	蹄角	骨腱	生骨粉	加熱処理骨粉	蹄角粉
	86	－	150	－	－	－	－
	その他の骨						計
	－						236
肉類	牛肉	豚肉	めん羊肉	山羊肉	シカ肉	その他の偶蹄類肉	ハム
	78,822	45,156	30	－	－	－	1,341
	ソーセージ	ベーコン	馬肉	兎肉	家禽肉	犬肉	非加熱その他の肉
	4,510	561	100	－	1,265,259	－	20,459
							計
							1,416,238
臓器類	牛臓器	豚臓器	その他の偶蹄類の臓器	偶蹄類以外の臓器	消化管等	ケーシング	脂肪
	－	117	－	58	14,939	－	－
	非加熱その他の臓器						計
	－						15,114
卵類	殻付卵	液卵	その他の卵				計
	30,966	510	－				31,476
皮類	牛皮	豚皮	めん羊皮	山羊皮	シカ皮	その他の偶蹄類の皮	馬皮
	560,763	10,597,176	－	－	－	－	－
	兎皮	犬皮	その他の皮				計
	－	－	－				11,157,939
毛類	牛毛	豚毛	羊毛	山羊毛	シカ毛	その他の偶蹄類の毛	馬毛
	－	－	4,103	340	－	－	－
	兎毛	羽毛	犬毛	その他の毛			計
	－	26,632	－	－			31,075
ミール類	血粉	肉粉	肉骨粉	羽毛粉			計
	－	4,000	－	－			4,000
その他畜産物	精液（アンプル）	受精卵（個）	ふん・尿				計
	58	－	9,000				9,000
							総計
							12,656,078

資料）動物検疫所調べ

（注）1．解放重量ベースの速報値の為、数値が変更となることがある。

2．携帯品・郵便物として輸入されたものは除く。

3．「家禽肉」は、鶏、あひる、うずら、がちょう、だちょう及びその他のかも目由来の肉である。

4．「偶蹄類以外の臓器」には、馬、家禽、兎及び犬の臓器を含む。

5．「消化管等」には、消化管、子宮及び膀胱を含む。

6．「その他の肉（臓器）」は、餃子やピザなど肉（臓器）の調製品である。

7．総計に「その他の畜産物」は含めない。

8．その他の畜産物の計に精液、受精卵、未受精卵は含めない。